われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。

いさお新聞

発行所　〒703-8272
岡山市中区奥市3-22　岡山県遺族連盟
電話代表　086-271-7175
ＦＡＸ　086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者　岸本清美
編集責任者　豊島始男
印刷所　西尾総合印刷株式会社
定価（郵税共）年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

平成二十四年度活動方針・事業計画を決定
一般財団法人移行認可申請は本年八月末に

岡山県遺族連盟では三月二十五日(日)、岡山市中区奥市の県遺族連盟大会議室において理事会、評議員会を開催し、平成二十四年度活動方針・事業計画案並びに同予算案を審議し決定した。

また、一般財団法人移行に向けて定款及び同施行規則、評議員選定委員会及び役員選考委員会の委員を決定すると共に、新法人移行時期の変更について協議し、通常会計年度と同じく来年四月一日移行に向けて手続きを進めることが了承された。

岡山県遺族連盟
理事会・評議員会

会議は定刻の午後一時三十分に開会。ご英霊に黙祷を捧げた後、岸本清美県遺族連盟会長が挨拶を行った。

岸本会長は、「昨年の大震災に伴う瓦礫の受け入れについて岡山県議会でも決議を行ったところですが、如何せん政権与党であります民主党系の一部議員は賛成しませんでした。我々自民党は一刻も早く政権に復帰しなければならないと痛感した次第です。

この大震災によって、遺族会の拠点であった九段会館の天井が崩落し多くの死傷者がでました。このため、組織の責任者である古賀誠会長が二月二十八日に行われた日本遺族会理事会、評議員会で辞任を表明され、今後、尾辻秀久新会長を中心に英霊顕彰や遺族援護、そして組織の運営にあたることになりました。

九段会館からの収益が全く無くなり日本遺族会は大きな試練に直面していますが、岡山県においても、会員の高齢化に伴う組織の継承問題や護國神社の護持、そして新法人への移行など多くの課題が山積しています。皆様方からの更なるご支援をお願いしたい」と挨拶を結んだ。

県連盟理事会、評議員会
（3月25日：県連盟大会議室）

次いで、理事会の議長に岸本会長が就任。先ず一般財団法人岡山県遺族連盟の最初の評議員を選定する評議員選定委員会の委員選出についてが上程され、事務局が選定委員会委員に推戴された五名の氏名を発表し、全員、理事会で選任された。

続いて開催された評議員会では、理事会で選任された委員が報告された。

その後、議案の審議を理事会、評議員会合同で審議することとし、先ず、先般開催された日本遺族会理事会、評議員会で決定した日本遺族会活動方針・事業計画及び日本遺族会役員改選等について報告を行った。

次いで議案の審議に入り、平成二十三年度一般会計・同事業会計補正予算案、平成二十四年度活動方針・事業計画案並びに同予算案を上程。会議では予算を作成するうえでの留意事項として、①日本遺族会の会費増額、②新法人における公益事業及び収益事業の位置付けを説明すると共に、③公益目的事業支出計画に基づく予算案の作成及び再度の承認等について説明し、それぞれ了承を得た。

次いで、事務局が新法人移行スケジュールについて現在までの進捗状況を報告し、①移行時期を半年間延長し、通常会計年度と同じく来年四月一日とすること、②本年八月末に認可申請を行うべく、県関係部局や専門家と相談のうえ準備を進めることで了承された。

次いで、一般財団法人定款案並びに同施行規則案を上程。①理事の人数については市郡連合会数を、②評議員については会員数を勘案し策定したことなどを説明、それぞれ承認された。

続いて、定款施行規則に基づく役員選考委員会の委員選任を上程。事務局が役員選考委員会と選出役員等について説明し、委員選考のため一旦、会議を休憩。会議再開後、各ブロック遺族会から報告された委員五名の氏名を発表し了承された。

そして、第九回特別弔慰金の請求及び今後の行事予定などについて事務報告を行い、午後三時二十五分、会議を終了した。

決定した平成二十四年度県遺族連盟活動方針・事業計画は次のとおり。

活動方針・事業計画

昨年の東日本大震災により、戦没者遺族の心の拠所であり遺族運動の拠点であった九段会館は廃業という事態となり、日本遺族会では事業及び予算の大幅な見直しを行わざるを得ない状況となった。会員の高齢化に伴う組織の弱体化が危惧される中、遺族会及び遺族運動は今、最大の試練を迎えている。

しかし、ご英霊の慰霊顕彰、戦没者遺族の処遇改善など未だ解決しなければならない課題は山積しており、遺族会の使命として今後とも全力を尽くさなければならない。

特に靖國神社問題の解決は、これからの我が国の在り方、そして矜持が問われる我が国の最重要課題でもある。総理の靖國神社参拝は平成十九年以降途絶えているが、民主党政権においては総理をはじめ閣僚も参拝しない事態が続き、更には靖國神社に代わる新たな追悼施設の建設を政策に掲げている。このことは、ご英霊と我々遺族との約束を踏みにじるものであり、断じて許されることではない。我々は現政権に対し、独立国家としての矜持ある行動を求める。

一方、極めて厳しい国家財政の中、公務扶助料等の据え置きや戦没者遺

骨帰還事業の予算増額など、概ね遺族会の要望事項にそった予算が計上された。今後とも国家補償の理念に基づく改善を政府に求めると共に、平成二十五年に最終償還を迎える「戦没者等の妻、身寄りのない父母等に対する特別給付金」の継続・増額が実現するよう運動を進める。

今秋、本会は創立六十五周年を迎える。現在の目を覆うばかりの政治状況、そして英霊顕彰に対する意識の希薄化など、遺族運動を取り巻く環境は一段と厳しくなっているが、我々は光輝ある組織の継承に努め、一致結束して国家道義復活のため前進しなければならない。

ここに平成二十四年度活動方針並びに事業計画を策定し、懸案解決に邁進する。

活動方針

一、英霊顕彰運動の推進

今日の我が国の平和と繁栄が、国のために命を捧げた戦没者の尊い犠牲の上に築かれていることを国家、国民は決して忘れてはならない。

その戦没者をお祀りする我が国の戦没者慰霊追悼の中心である靖國神社へ、内閣総理大臣が国家・国民を代表して参拝し、尊崇と感謝の誠を捧げることは極めて当然のことである。

然るに、同神社への総理の参拝は平成十九年以降行われず、現政権においても、総理就任前までは靖國神社に参拝していたという野田総理は、総理に就任するや近隣諸国に配慮してか不参拝を表明し、更に閣僚にも参拝自粛を求めている。

総理の過去の言動から信念を曲げたと言わざるを得ず、別次元の事柄である先の大戦の歴史観と戦没者の慰霊追悼を混同し、内政干渉を続ける近隣諸国に配慮するために国家の責務を放棄する政権の姿勢は、独立国家の根底を揺るがすものであり、絶対に容認できない。

更には、新たな国立追悼施設建設構想は、ご英霊との約束を蔑ろにし、戦没者遺族の心情を逆撫でするものであり、施設建設を断固阻止する。

また、県知事をはじめ各自治体首長等の護國神社参拝や、各自治体における慰霊行事の実施及び継続を求めると共に、英霊顕彰について次代を担う若い世代への啓蒙活動に努める。

二、処遇改善運動の推進

戦没者の妻の平均年齢は九十四歳を超えた。戦中戦後の労苦に報いるため、平成二十五年に最終償還を迎える「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び身寄りのない「戦没者の父母等に対する特別給付金」が継続・増額されるよう努力する。

また、公的年金引き下げの議論がなされる中、戦没者遺族に支給される公務扶助料等は、あくまで国家補償の理念に基づいて改善されるよう、日本遺族会と連携を密にし運動を推進する。

三、組織の充実強化

高齢化が著しい遺族会であるが、遺族会の使命である英霊顕彰と戦没者遺族の福祉向上への努力は後退してはならない。

戦争の記憶が遠くなり、英霊顕彰に対する意識の希薄化が進む中、精神活動である英霊顕彰に対する理解を得ることは難しくなっているが、特別弔慰金受給者等の未加入者に対して粘り強く遺族会加入への働きかけを行うと共に、各種事業に家族で参加する機会をつくるなど次世代への啓蒙に努力する。

また、組織の運営には財政の確立が不可欠であり、幸町会館の運営等、今後の会運営について検討すると共に、支部にあっては各自治体との関係強化等、あらゆる方途を講じて財政の充実を図る。

公益法人制度改革に伴う新法人への移行については、諸官庁の指導及び専門家の助言を受け、非営利型・一般財団法人の認定・許可を得るよう移行作業を進める。

更には機関紙、ホームページを充実させ、積極的な広報に努める。

四、戦没者遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

この事業は、遺児への慰藉を求めて遺族会が国に要望し実現した事業であるが、家庭の事情や高齢化に伴う健康問題などにより、事業への参加を不安視する向きがある。

このため、各支部遺族会の協力を得て、事業参加の意義について啓蒙に努めると共に、機関紙における広報活動並びに地方公共団体広報誌への掲載依頼など、更なる周知を図り参加者の増大に努める。

また、政府主催の遺骨帰還事業については、事業の重要性に鑑み積極的な参加を呼びかける。

五、岡山県遺族連盟創立六十五周年記念事業の実施

本会は、岡山県遺族平和連盟結成（昭和二十二年十一月二十五日）以来、本年で六十五周年を迎える。このため「創立六十五周年記念式典」を挙行する。

事業計画

一、英霊顕彰運動の推進

(1) 総理・閣僚等の靖國神社参拝の推進

我が国の戦没者慰霊追悼の中心である靖國神社へ、国を代表する総理・閣僚が参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは当然のことであり、国家存立の基本である。

然るに、鳩山、菅総理に続いて野田総理も靖國神社に参拝しないことを表明し、更に各閣僚に対しても参拝の自粛を求めている。このことは、国の礎となられた英霊への冒涜であり、また独立国家としての誇りを軽んじるもので断じて容認できない。

我々遺族は、総理・閣僚の靖國神社参拝が正常なる国家体制の再建の第一歩であることを踏まえ、参拝推進に努めると共に、先の大戦の記憶を風化させないためにも、日本遺族会や関係諸団体との連携を密にし、以下により運動を推進する。

① 世論、マスコミに訴える運動

終戦の日前後に日本遺族会が実施を検討している遺族代表による都内行進（靖國神社から国会まで）に協力し、遺族の心情を訴える。

② メール等による陳情

戦没者の孫、曾孫によるメールでの陳情を実施する。

③ 県大会等を開催し、地元選出国会議員に靖國神社参拝への理解と協力を要請すると共に、各支部においても各議員の帰郷等の際に面会し陳情を行う。

④ 全国大会への参加など、上京した際に地元選出国会議員に理解と協力を求める陳情を行う。

(2) 国立の戦没者追悼施設新設構想の阻止

平成二十四年度政府予算に建設調査費は計上されなかったが、現政権は靖國神社に代わる国立追悼施設の建設を政策に掲げており、今後、建設に向けた動きが起きることも考えられる。

このため、建設に向けての動きがあった場合、日本遺族会と連携し実力行使も辞さぬ覚悟で阻止する。

(3) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

日本遺族会の終戦六十周年特別委員会の報告書「今後の遺族会のあるべき姿」に基づき、東京裁判史観の払拭と正しい歴史観の啓蒙に努める。

① 本部、支部とも研修会・勉強会などを開催し、靖國神社問題をはじめとする英霊顕彰問題の知識を深める。

② 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継ぐため、支部にあっては、地域の学校等における「語りべの会」の開催などを企画検討する。

(4) 知事等の県護國神社参拝

戦没者の慰霊顕彰は自治体の責務であることを踏まえ、春秋の慰霊行事及び「戦没者を追悼し平和を祈念する日」である八月十五日に知事等が参拝されるよう要請する。

(5) 市町村における慰霊祭等の実施

国の平和と郷土の平安を願い犠牲となられた方々の慰霊追悼行事は遺族だけのものではなく、平和を求める国、地方自治体、地域住民の未来永劫の責務であり、各自治体や地域住民が率先して主導すべきことである。

また、戦前戦中の徴兵制度において地方自治体が果たした役割を考えるとき、その責任は永遠に免れるものではない。

慰霊友好親善事業

平成24年度事業計画概要固まる

日本遺族会が厚生労働省から補助を受けて実施している「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の平成二十四年度事業概要が発表されました。参加対象者は実施地域での戦没者の遺児で、現地では亡き父の終焉の地を巡り慰霊祭を行うと共に、小学校や病院などを訪問し友好親善を図ります。

【広域地域】

	実施地域	実施時期	募集人員
1	旧満州	平成24年７月上旬	40人
2	旧ソ連（樺太）	平成24年７月下旬	45人
3	モンゴル	平成24年８月上旬	15人
4	西部ニューギニア	平成24年８月下旬	35人
5	中国（１次）	平成24年９月上旬	45人
6	マリアナ諸島	平成24年10月上旬	40人
7	東部ニューギニア（１次）	平成24年10月中旬	40人
8	ボルネオ・マレー半島	平成24年10月下旬	30人
9	トラック諸島	平成24年10月下旬	20人
10	パラオ諸島	平成24年10月下旬	20人
11	ソロモン諸島	平成24年11月上旬	20人
12	フィリピン（１次）	平成24年11月中旬	120人
13	ミャンマー（１次）	平成24年11月下旬	60人
14	台湾・バシー海峡	平成25年２月中旬	15人
15	東部ニューギニア（２次）	平成25年２月下旬	37人
16	フィリピン（２次）	平成25年３月上旬	120人
17	ミャンマー・インド（２次）	平成25年３月中旬	45人
18	中国（２次）	平成25年３月下旬	45人

【特定地域】

	実施地域	実施時期	募集人員
1	西部ニューギニア	平成25年２月上旬	36人
2	マーシャル・ギルバート諸島	平成25年２月中旬	36人
3	ビスマーク諸島	平成25年２月下旬	36人

「一度は亡き父の戦没地を訪れ慰霊をしたい」との戦没者遺児の切なる思いを受け、平成三年から行われている本事業は今年度で二十二年目を迎え、これまでに一万一千五百人の遺児が参加しています。

旧主要戦域への慰霊巡拝は、訪問する国の事情や交通手段等の関係から容易に訪問できないなど困難な状況もありますが、日本遺族会では、亡き父の終焉の地に一歩でも近くにとの願いにお応えするため、慎重に計画を進めています。

本年度は十四地域を実施する予定で、旧ソ連は一昨年に続いて樺太を実施。また、中国では九年ぶりに拉孟、龍陵を、西部ニューギニアではアンボン島を初めて訪れる予定である。

募集要項は次のとおりです。

▼実施地域・時期
別表のとおり。

▼参加経費　調整中。

▼応募資格
実施地域で父等を亡くした戦没者の遺児で過去に本事業に参加したことのない方。但し、平成十八年度以前に参加した方については二回目の応募が可能です。

▼その他
東京都内等に集合し、結団式及び渡航にかかる説明会を行います。
なお、集合場所までの国内交通費及び帰国時の宿泊代等は個人負担です。
また、巡拝地域や実施時期等は相手国や交通機関等の事情で変更、延期又は中止する場合がありますので、予めご承知おき願います。

▼お申込みは
県遺族連盟まで。

市町村主催による慰霊祭等は、たとえ戦没者遺族の参列が減少しても、戦没者に対する各自治体の責務として、更には地域住民が改めて平和希求を誓い合う場として実施することを求めると共に、引き続き次代を担う児童・生徒の慰霊祭等への参加を促進する。

また、護國神社社頭における慰霊祭催行の継続を自治体等に求める。

(6) 県護國神社並びに忠魂碑等の護持

① 県護國神社の護持
遺族の高齢化や英霊顕彰に対する県民意識の低下による参拝者の減少など、神社運営は厳しさを増している。
このため―

(イ) 神社並びに崇敬者総代会等と連携して、岡山県民の神社であるとの意識向上のための広報活動を行うと共に、若年層から共感を得られるような企画の実施等、参拝環境の充実を図る。

(ロ) 神社と協力し、昨年に引き続いて境内樹木の伐採を行う。

(ハ) 境内施設等へのご英霊の遺影（写真）掲揚について検討する。

② 忠魂碑等の護持

(イ) 各地に建立されている慰霊碑等の護持を図るための研究を行うと共に、各自治体及び議員等へ慰霊碑等の護持に対する理解と協力を求める。

(ロ) 慰霊碑等の清掃の際は孫や曾孫などに呼びかけ、家族そろって参加するよう努める。

(7) 全国戦没者追悼式の放映時間の延長
日本遺族会が行う「全国戦没者追悼式の放映時間の延長」のための陳情運動に引き続き協力する。

(8) その他

① 靖國神社、県護國神社の慰霊行事等への奉賛協力。

② 市、町、村、地区等の慰霊行事等への奉賛協力。

③ 旧陸軍墓地慰霊行事に対する奉賛協力。

④ 全国戦没者追悼式への遺族代表の派遣。

⑤ 戦没者慰霊研修事業の実施。

⑥ 外国地域並びに沖縄地域等の戦跡慰霊巡拝の実施。

⑦ 沖縄県における「平和祈願慰霊大行進」への参加協力。

二、処遇改善運動の推進

(1) 「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び、「身寄りのない戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続・増額
日本遺族会と連携し、特別給付金の継続・増額実現に向けて陳情運動を行う。

① 日本遺族会女性部研修会（六月中旬）開催の際に実施される陳情運動への協力。

② 全国戦没者遺族代表者会議（七月下旬又は八月上旬）への参加並びに陳情運動への協力。

③ 全国戦没者遺族大会（十二月中旬）への参加並びに陳情運動への協力。

④ 岡山県戦没者遺族代表者大会の開催及び陳情運動。

(2) 公務扶助料等の改善
高齢化著しい遺族にとって、公務扶助料等は医療費・日常生活費など、生きて行くための重要な糧となっている。
公的年金引き下げの議論があるが、公務扶助料等はあくまで国家補償であり、引き続き扶助料支給の主旨にそって改善が行われるよう要望する。

(3) 特別弔慰金支給法の改善
特別弔慰金は、国があらためて遺族に弔意を表すものであり、国に尊い命を捧げた戦没者を忘れないという証であることから、公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給されるよう制度の改善を求める。

(4) 全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大並びに式典内容の改善
全国戦没者追悼式の趣旨に鑑み、国費で負担する参列遺族代表の増員や、対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大することは勿論、戦没者の子・兄妹姉妹の配偶者も制約なく参列できるよう求める。
また、児童・生徒の参列を促し、詩の朗読等を行うなど式典内容の改善を要望する。

(5) 諸法規改正事項の普及指導

会議、研修会における指導のほか、機関紙「いさお新聞」やホームページを活用して諸法規改正事項の周知を図る。

三、組織の充実強化

(1) 組織の充実強化

① 戦没者の遺児は組織の中核であるとの認識のもと、会の運営や諸行事の企画等に積極的に参画し、組織の活性化に努める。

また、女性部は組織未加入の女性遺児の加入促進に努力すると共に、男性遺児の配偶者、孫等にも各種行事への参加を呼びかけるなどして部会の充実を図る。

② 遺族運動に対する理解を深めるため役員研修会等を開催する。

また、各支部においても遺児会員を対象とした研修会等を開催し、後継者としての意識向上に努めると共に、特別弔慰金受給者に特別弔慰金の主旨、運動の経緯を説明して遺族会活動への理解を求め、組織への加入を働きかける。

更に、研修旅行、靖國神社参拝などの各種行事の企画や参加の呼びかけ、「遺児による慰霊友好親善事業」への参加促進等、組織加入への環境づくりに努める。

③ 組織の運営には財政の確立が不可欠であり、幸町会館の運営等、今後の会運営について検討すると共に、各支部にあっては運動基金の拠出・会費の見直し等、あらゆる方途を講じて財政整備を図る。

④ 英霊顕彰、戦没者遺族の福祉向上など、遺族運動に対する行政の理解と支援は欠かせない。厳しい社会状況・財政状況ではあるが、県本部・各支部共に、引き続いて各自治体へ支援を働きかける。

⑤ 遺族運動への理解と意識の向上を得るため、機関紙「いさお新聞」の紙面の充実と遺児世代の購読拡大に努力すると共に、ホームページを活用して、遺族会の活動内容を遺族会員のみならず、広く一般に伝達する。

また、日本遺族通信の購読拡大に協力する。

⑥ 公益法人制度改革に伴う新法人への移行については、通常業務の遂行から移行準備が遅れることとなった。このため、非営利型・一般財団法人への移行を平成二十五年四月一日に改め、諸官庁の指導及び専門家の助言を受けて法人認定・許可を得るよう準備を進める。

(2) 福祉充実に関する事業

① 老齢者福祉事業の推進

(イ)「敬老の日」を中心に、百歳になられた戦没者ご遺族や、一人暮らしの戦没者父母並びに妻への慰問を実施する。

(ロ) 各支部においては、一人暮らしの遺族に対するボランティア活動（家庭の訪問、話し相手等）を実施する。

(ハ) その他

② 遺族相談に関する業務。

四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

(1) 遺児の慰霊友好親善事業

戦没者遺児に対する慰親善事業は、亡き父の現地慰霊を通じて、あらためて平和の大切さと英霊顕彰の意味を考える貴重な機会である。

しかし、家庭の事情や高齢化に伴う健康問題などにより、事業への参加を不安視する声もあることから、機関紙「いさお新聞」やホームページに参加者の意見・感想文等を掲載するなどして事業参加の意義を訴えると共に、地方公共団体の広報誌への掲載依頼を行い、事業の一層の周知を図る。

また、各支部においても、研修会等で参加者の体験発表の場を設けるなどして事業への参加を推進する。

◎平成24年度実施地域（14地域延べ18回・七九二名／予定）
①旧満州、②旧ソ連(樺太含む)、③モンゴル、④西部ニューギニア、⑤中国、⑥マリアナ諸島、⑦東部ニューギニア、⑧ボルネオ・マレー半島、⑨トラック諸島、⑩パラオ諸島、⑪ソロモン諸島、⑫フィリピン、⑬ミャンマー、⑭台湾・バシー海峡
※以下の地域は二次を実施する。
①東部ニューギニア、②フィリピン、③ミャンマー・インド、④中国

◎小規模（特定）3地域・一〇八名（予定）
①西部ニューギニア、②マーシャル・ギルバート諸島、③ビスマーク諸島、④パラオ、⑤インドネシア、⑥ミャンマー、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル、⑩ハバロフスク、⑪ザバイカル、⑫沿海、⑬イルクーツク、⑭クラスノヤルクス、⑮ブリヤート共和国、⑯カザフスタン共和国

◎平成24年度慰霊巡拝事業実施地域（12地域／予定）
①フィリピン、②東部ニューギニア、③マーシャル・ギルバート、④マリアナ諸島、⑤トラック諸島、⑥北ボルネオ、⑦中国、⑧硫黄島、⑨ハバロフスク、⑩沿海、⑪ザバイカル、⑫イルクーツク

(3) 日本遺族会主催の戦跡慰霊巡拝事業に協力する。

◎平成24年度実施地域（1地域／予定）
硫黄島

五、岡山県遺族連盟創立六十五周年記念事業の実施

(1) 十一月十七日(土)、岡山衛生会館ホールにおいて「岡山県遺族連盟創立六十五周年記念式典」を挙行する。

(2) 遺族援護等功労者の表彰を行う。

(3) その他

六、その他

(1) 日本遺族会創立六十五周年記念式典への参加。

(2) 遺族諸問題解決のため関係諸団体との緊密なる連携を図る。

沖縄慰霊大行進

沖縄戦が終結した六月二十三日の「慰霊の日」に、日本遺族会と沖縄県遺族連合会の共催で実施している沖縄平和祈願慰霊大行進の参加者を募集しています。

この事業は、先の沖縄戦で米軍が迫り来る中、苦難の撤退を余儀なくされた将兵・住民らが辿った道（沖縄県糸満から本島南端の「摩文仁」の霊域までの約八・五㎞）を行進し、戦いの中で倒れられた方々の御霊をお慰めし、世界平和を訴えるものです。

募集要項は次のとおり。

▼期間 六月二十二日(金)～二十四日(日)二泊三日

▼参加資格 戦没者遺族とその家族等。
※慰霊友好親善事業や戦跡慰霊巡拝等に参加された方々の参加も歓迎。

▼費用 約三万円。
※費用には、ホテル宿泊代（那覇市内で調整中）、食事代、バス借上代、添乗員費用、懇親会費用等が含まれます。但し、参加者数により変動あり。
※集合場所までの往復交通費は別途参加者負担。（航空便等の手配は参加者個人です。慰霊の日の関係上、予約はお早めに）
※県遺族連盟から参加経費の一部を上限を設けて補助します。

▼申込先 県遺族連盟まで。

▼申込締切 五月二十一日(月)／日遺締切。

厚生労働省主催

慰霊巡拝のご案内

このたび、厚生労働省主催による平成二十四年度慰霊巡拝の事業概要が発表されました。関係地域のご遺族で参加希望の方は岡山県保健福祉課援護班（電話〇八六－二二六－七三二〇／直通）までお申し込み下さい。

▼実施地域・日程等　事業概要一覧のとおり。

▼参加資格　実施地域における戦没者遺族（配偶者、子、兄弟姉妹）で、長途の旅行及び現地の気候風土に耐えられる方。

※初めての参加者が優先され、過去五年以内に本事業に参加された方は原則として再度の参加は認められませんが、定員に満たない場合は参加が認められることがあります。

※定員に満たない場合、自費参加に限り次の順位で参加が認められることがあります。

① 参加する遺族がいない戦没者の孫。

② 参加する遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者。但し、夫婦での参加に限る。

③ ①に該当しない孫

▼参加費用　概算所要額は外国旅費（航空賃、宿泊代、食事等。※硫黄島は宿泊代、食事等）で、このほか、国内の往復旅費が加算されます。

なお、参加者には国家公務員等に関する法律等に基づき算出された旅費（外国及び国内旅費）の三分の一が補助されます。

	実施地域	実施予定時期	実施期間	募集人員	申込締切	概算所要額(円)
1	イルクーツク州	8月31日(金)～9月10日(月)	11日間	15名	5月25日(金)	380,000
2	ザバイカル地方	9月3日(月)～9月14日(金)	12日間	15名	6月6日(水)	345,000
3	ハバロフスク地方	9月7日(金)～9月14日(金)	8日間	15名	5月25日(金)	167,000
4	沿海地方	9月29日(土)～10月6日(土)	8日間	15名	6月20日(水)	186,000
5	中国東北地区	9月3日(月)～9月12日(水)	10日間	10名	6月6日(水)	286,000
6	硫黄島（第1次）	7月3日(火)～7月4日(水)	2日間	100名	5月25日(金)	16,000
7	東部ニューギニア（1班）	11月10日(土)～11月17日(土)	8日間	30名	8月3日(金)	365,000
	東部ニューギニア（2班）					426,000
8	硫黄島（第2次）	11月13日(火)～11月14日(水)	2日間	100名	8月3日(金)	16,000
9	北ボルネオ	12月5日(水)～12月12日(水)	8日間	15名	8月27日(月)	262,000
10	トラック諸島	1月19日(土)～1月26日(土)	8日間	15名	10月10日(水)	333,000
11	マリアナ諸島	1月19日(土)～1月26日(土)	8日間	15名	10月10日(水)	202,000
12	フィリピン（1班）	2月13日(水)～2月22日(金)	10日間	60名	10月12日(金)	215,000
	フィリピン（2班）					274,000
	フィリピン（3班）					233,000
13	硫黄島（第3次）	2月26日(火)～2月27日(水)	2日間	100名	10月26日(金)	16,000
14	マーシャル・ギルバード諸島（1班）	3月2日(土)～3月10日(日)	9日間	20名	11月20日(火)	338,000
	マーシャル・ギルバード諸島（2班）					340,000

（注）実施時期、期間等は、相手国の都合等により変更することがあります。

追悼のことば

久米郡久米南町南庄
福田　信

お父さん、やっと来ることができました。これがシッタン河ですね。六十六年前、この河を渡っている時に亡くなられたのですね。戦後間もなく、同じ部隊の上官の方が家に来られ、次のように当時の様子を話して下さいました。

―部隊が河を渡っている時、夜が明けた。福田君は主計曹長だったので、野営していた地区での精算を済ませ最後に渡っていた。夜明けと共に戦闘が始まりイギリス軍の集中砲火を浴びた。渡り切って助かった者もいたが残念だった―。

このたびの慰霊訪問が決まり、映画〝ビルマの竪琴〟をビデオで観ました。主人公の水島上等兵は、この河のほとりに流れ着き、重なり合った日本兵の屍を見て、たまらず走り出します。異国の人が日本兵の屍を弔ってくれているのに、どうして日本人である自分が見捨てて帰ることが出来ようか…。そう思い、ビルマに留まることを決意し僧侶になるのです。この河がそうだったのか。無論、物語はフィクションでしょうが、それだけ人の心を打つ力があったのです。

お父さんの戦死の知らせを受けた我が家は、深い悲しみに打ちのめされましたが、祖父母、母、私の四人で手を取り合いながら生きて来たように思います。特に母は再婚することなく家族のためによく頑張りました。

出発前、母に「お父さんにどう言おう」と尋ねると、「少しボケてきたけど元気にしとる」と、まるで日常の会話のように応えました。きっと、母の心の中には何時も父が居り、話をしているのだと思います。我が町に「過去を追えば過去美しく化装する」という川柳がありますが、ある面で羨ましいと思います。

最近、日本が少々おかしくなりかけています。お父さんたちが命を懸けて守った国、そして私たちの世代が懸命に働き、手にした平和な生活です。日本国が幸せになる様、次の世代も頑張ってくれることを願っています。今回、このような機会を与えていただいたことに感謝し、私の追悼の言葉といたします。

ご遺族の皆様へ
東京都内特別割引ホテルのご案内

◇ホテルグランドパレス
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋1-1-1
TEL 03-3264-1111

◇アルカディア市ケ谷
〒102-0073
東京都千代田区九段北4-2-25
TEL 03-3261-9921

◇ＫＫＲホテル東京
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-4-1
TEL 03-3287-2921

◇東京ガーデンパレス
〒113-0034
東京都文京区湯島1-7-5
TEL 03-3813-6290

◇日本青年館ホテル
〒160-0013
東京都新宿区霞ヶ丘町7-1
TEL 03-3401-0101

※ご利用の際は―
「日本遺族会からの紹介」とお申し込み下さい。

追悼のことば

久米郡久米南町上神目

光延憲之

この度、日本遺族会の皆様にお世話になり、大東亜戦争のビルマ戦で父上が戦死したミャンマーへ慰霊に参りました。

父上は、昭和十八年二月十七日の召集により現役兵として歩兵第百五十四連隊に入隊。陸軍伍長として転戦されておりましたが、終戦直前、トングー付近のシッタン河でイギリス軍との戦闘で負傷。その後、隣国タイに搬送され、昭和二十年七月十五日にタイ国一二一兵站病院クンユアム患者療養所にて戦病死されました。

祖父母、母、そして生後七カ月の妹を残し、故郷遠く離れたミャンマーの地に出征された父上の心情は如何だったことでしょう。戦地から届いた何通かのハガキを見るたびに胸が痛みます。

父上の祖国日本は、父上らご英霊の尊い犠牲と全国民のたゆまぬ努力により目覚ましい発展を遂げております。しかし、不幸にして今年三月十一日の午後二時四十六分、宮城県沖で大地震が発生し、その後の大津波などにより死者・行方不明者二万三百六十二人、被害建物約二十二万棟、戦後最悪の自然災害であり、戦争を思わせるような悲惨な大災害となりました。

今、我が国の復旧・復興は全世界から注目されています。日本人には、あの敗戦からの復興を経験した強い自信があり、強靭な信念を持っています。更なる日本国の発展に期待しています。

私が住んでいる久米南町は災害の危険度が少なく大変恵まれています。私たち兄妹も、祖父母をはじめ周囲の愛情の中で育てられ、私も三人の子供に恵まれ幸せに暮らしています。九十一歳になった母は三年前に認知症になり介護施設に入居しておりますが、笑顔が良く施設での人気者ですので、父上、ご安心下さい。

父上は何事にも一生懸命で、青年学校時代にマラソンや弁論大会、そして鉄砲での狩りを特技として活躍していました。

再び会えることはなかったけれど、その笑顔、その声は微かに記憶があります。父上の思い出は終生忘れることはありません。

父上と共に、この地で戦い散って行かれた十万人を越す沢山の英霊に対し、今後も永久に平和な日本を堅持して行くことをお誓いし、心からご冥福をお祈り申し上げます。

あとがき―

光延さんは平成二十三年十一月十二日から二十日の日程で行われたミャンマー地域慰霊友好親善事業に同町南庄の福田信さん、倉敷市藤戸町天城の三宅寿枝さんと共に参加。光延さんは十一月十五日、トングー地域で行われた慰霊祭で亡き父上に追悼の言葉を捧げられました。

左から三宅さん、光延さん、福田さん
（11月18日：ビルマ平和記念碑前）

平成24年４月吉日

ご遺族様

岡山県戦没者顕彰会会長　河本　勉

謹啓　陽春の候　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、恒例の岡山県戦没者春季慰霊祭を下記により執り行いますので、万障お繰り合わせのうえご参列下さいますようご案内申し上げます。

なお、東山電停より護國神社の間を、無料バスにより送迎を行いますので、多数ご参列下さいます様お願いいたします。

敬具

記

１．日　　時　５月５日㈯10時～11時30分（雨天に拘わらず執行）
※５月６日㈰は護國神社春季慰霊大祭が10時から執り行われます。

２．祭　　場　岡山市中区奥市3－21　岡山県護國神社

３．協賛行事

５月５日	５月６日
備中神楽　華道展	備中神楽　詩吟
吉備舞	吉備舞　華道展
詩吟舞	銃剣道

１．自家用車駐車場はありません。電車・バス等をご利用下さい。

２．電車・バス等でご参拝の方は、無料送迎バスを運行（約５分間隔）していますので、ご利用下さい。
＊運行区間　東山電停 ～ 表参道鳥居前 ～ 護國神社間
＊運行時間　午前９時～12時

３．当日参列のご遺族１人に１個、記念品を差し上げます。

４．ご希望の方には後楽園・博物館入場券（当日のみ有効）を差し上げます。

５．参列に際しましては、慰霊祭終了まで会場にご臨席いただきます様お願いいたします。

遺族会の動き

平成二十四年四月行事表

3日　創立記念日祭・崇敬会祭及び世話人会（県護國神社）
4日　瀬戸内市遺族連合会靖國神社団参・研修旅行（東京方面）二泊
浅口市鴨方支部靖國神社団参（東京方面）二泊
5日　岡山市瀬戸遺族連合会理事役員会（瀬戸公民館）
津山市二宮地区戦没者慰霊祭（高野神社慰霊碑）
8日　真庭市月田地区戦没者慰霊祭（月田天神山忠魂碑）
県戦没者春季慰霊祭準備委員会（いさお会館）
9日　県護國神社御創立百四十年記念事業奉賛会役員会（いさお会館）
11日　岡山市津高地区遺族会総会（岡山市内）
岡山市西大寺遺族連合会役員総会（神崎緑地プラザ）
14日　新見市上市地区戦没者慰霊祭（県護國神社）
15日　岡山市瀬戸遺族連合会総会（瀬戸公民館）
17日　岡山市瀬戸遺族連合会靖國神社団参（東京方面）二泊
18日　瀬戸内市牛窓町戦没者合同招魂祭（牛窓町公民館）
和気郡和気町佐伯地域戦没者招魂祭（学び館「サエスタ」）
21日　美作市戦没者慰霊祭（県護國神社）
22日　津山市高田地区遺族会護國神社参拝・総会（県護國神社）
25日　岡山市岡山遺族連合会総会（いさお会館）
26日　津山市遺族連合会役員総会（津山総合福祉会館）
27日　和気郡和気町和気地域戦没者慰霊祭（和気町総合福祉C）

平成二十四年五月行事表

5日　県戦没者春季慰霊祭（県護國神社）
6日　県護國神社春季例大祭（県護國神社）
8日　倉敷市遺族連合協議会総会（倉敷市役所）
9日　日遺女性部幹事会（旧九段会館）
11日　岡山市西大寺遺族連合会女性部総会（西大寺市内）
14日　倉敷市倉敷遺族連合会総会（倉敷市役所）
15日　高梁市高梁地区戦没者追悼式・総会（高梁市総合福祉C）
22日　井原市戦没者追悼式（井原市民会館）
30日　日遺理事会・評議員会（靖國会館）
31日　日遺理事会・総会（靖國会館）
日遺支部事務局長会議（旧九段会館）